

## ⑥ インターネット・ギャンブルの具体的影響について

質問：我々は、世界のカジノの実態の比較研究をしていて、その関連でインターネット・ギャンブルがカジノに対してどういう影響を与えているかというテーマに関心をもっているが、例えばイギリスでは、カジノ場からインターネット・ギャンブルに客をとられて困るとか、そういった具体的影響等は既に起こっているか。

Home Office：今のところ、既存のカジノに対する影響は二つあって、もしかしたら、インターネットを使ってカジノ全体に新しい客を勝ち得るということができるかもしれないということ。もう一つは、おっしゃる通り、両者は競争に発展するかもしれないという不安があるようである。ただし、そもそも私達もインターネットで遊ぶ人と、カジノで遊ぶ人が、全く同じ人たちであるのか、違う人たちがそれぞれやっているのか、または両方をやっているのかということ自体が全く分からない状態です。

追加質問：まだイギリスでは、具体的な影響というのは無いということか。

Home Office：ない。今、我々が考えているのは、既存のカジノに適用されている法律と全く同じような形で適用できる法律をつくるということである。

例えば、カジノの場合だったら、使う機械を特別の調査官が調べるわけであるが、同じようにインターネットでも、インターネット上のバーチャルの機械がきちんと調査できるようにしている。それだけではなくて、その機械がどのように動くのかということと、償還率がどうであるかも調べることにしている。特に、ルーレットの場合は、玉が回るわけだが、それがどこかに偏って落ちることがないように、ちゃんと調査するよう言われている。

## ⑦ 特別ライセンス制について

質問：実態把握の方法として、ライセンスを付与するののも一つの方法だけれども、ライセンスを付与しても、アンダーグラウンドでその裏をかく、まさにその方法がインターネットで広められ、なかなか解明できないということがあるわけであるが、それに対してライセンスに加えて何か規制というか、実態把握をする方法を考えているか。

Home Office：この国の中であればなんとでもできるが、もし外国であればその外国によることになる。国によっては、その国の警察自体が私達に協力してくれることがあるかもしれないが、もしかしたら協力してもらえないかもしれない。例えば、この国の中でライセンスをとった業者がいて、人々が充分に楽しめて金を儲けられる(勝てる)のであれば、何もイレギュラーなところに行く必要はないわけである。今のところ、まったくそういったレギュレーションがないから、アンティグアへ行ったり、ベネズエラのインターネット・ギャンブルでやったりしているが、この国の中のちゃんとしたところで充分楽しめるようにしたいと考えている。

追加質問：例えば、イングランドとヨーロッパのどこか、イングランドと特別の島、特別の小国であるリヒテンシュタイン等の間で、アメリカとアンティグアのような関係が具体的にみられるか。

Home Office:ある。いずれも大きな会社であるがワーブはジブラルタルで、ウィリアム・テルはアンティグアでやっている。

#### ⑧ 国際司法共助について

質問：もう一つ具体的なところで、例えば、EU協力体制をとるための会議等はどうなっているのか。インターネットの場合は国際的だから、EUといってもナンセンスかもしれないが、少なくともEU15カ国で協力体制が既にあるとあって、会議等は定期的に行われているのか。

Home Office：いいえ。今のところ、政府レベルではない。もちろん、そういったものに対する会議はたくさんある。実際の共通点を探すとしても、インターネットではない普通のカジノや賭け事に関する会議を頻繁に行っている。

#### (3) イギリスにはカジノ営業許可に関してマイノリティに対する特別のポリシーがあるか。

Home Office：もちろん、人を助けるという意味でやっているものや何かの目的のために行われる特別の「宝くじ」というようなものはあるが、それもケース・バイ・ケースのものである。特別のマイノリティに対してライセンスを与えるということ自体が、違法なことである。

追加質問：例えば、マイノリティと原子力発電とか、地域の振興とか、地域に一定の公的な不利益を与える場合に、その不利益に還元するという意味で、こういったカジノとかギャンブルの権利を与えるということは、イギリスではないのか。

Home Office：まず、そういったライセンスを与えることに関して制限を加えるということ自体はやらないと思う。ライセンスを与えることに関しては、これは全くビジネスとしてしか考えていない。つまり人々に金が還元されるかということと、そこに犯罪が絡んでこないということだけである。もちろん、与えられるライセンスの数に関しても、これは制限はしない方針である。なぜならば、今でも賭け事の市場というのはまったく制限していないわけであるから、インターネットでも同じことである。

追加質問－2：例えば、ウォールズ(スコットランドの近く)の民間刑務所では民間業者が刑務所経営に参入、具体的には、施設管理はホームオフィスが行い、施設運営費は民間のスウェーデンのガードマン会社が出しているが、将来、民間資本が入ってきてイギリスのカジノ会社と資金・営業の提携をする場合に、純粋のイギリス人でないと許可を与えないとか、あるいは、そういう国際的なコネクションの可能性はありますか。

Home Office：今は、国内だけで登録許可しているのですけれども、将来は、その登録は外国にも開く予定である。きちんと私達の規定に沿っていれば、誰に対しても門戸は開くことになる。逆のケースとして、イギリス人がスカンジナビアの人たちのためだけのサイトを開く、逆もまた言えると思われるし、大きな会社はどこも海外進出を考えているから。

追加質問－3：もちろん、将来、ライセンス賦与や規制等は法律で決るわけですが、イ

ンターナショナルになるとほとんどザル法みたいになる可能性はあるので、例えば、ドイツのようにギャンブルは全て公営(州営)で民間の業者にライセンスを与えず、ギャンブルは全て州が経営して、収入を税金の足しにして道路の建設に使う等のプランはないのですか。

Home Office : 国営クジはありますけれども、現在、インターネットでは買えません。もしかしたら、将来、それもインターネットで買えるようになるかもしれません。

#### (4) カジノ経営やギャンブルそのものが、いわゆる犯罪組織の資金源になっていると言われるが、それに対する対策はあるか。

Home Office : 今のところそういう特別の対策や特別捜査チームはないが、インターネット・ギャンブルについては、更に特捜チームの幅を厚くしなくてはいけないと考えている。インターポール等とは、頻繁にやりとりを行っているが、法律ができた場合には、当然、警察や税務署といったところともきちっと連絡をとっていく予定である。

#### (5) カジノ経営とマネーロンダリング対策

マネーロンダリングに関して、当然我々は、カジノに関わる銀行をチェックしており、インターネット・ギャンブルに関しても、ある一定以上のお金が賭けられる場合には、必ずチェックを入れていくこととしている。今のところは、ブック・メーカー、つまり賭け事に関しては、その規制はないが、将来的にはそういうチェックを加えるつもりである。

もう一つ、犯罪組織がインターネット・ギャンブルに参入してくるかという問題であるが、実際、マネーロンダリングの意味で関わるとすれば、犯罪グループがオペレーターになっていないときには、マネーロンダリングは困難と考えられる。

というのは、カジノとか賭け事とか、いま既存の施設で行われているものはキャッシュで動くことから、それでマネーロンダリングになるが、インターネットの場合には小切手かクレジット・カード、デビット・カードで行い、その跡が銀行につくので、当然オペレーターにならない限りはマネーロンダリングには使えない。それで、どうなのかといえ、ライセンスをとろうとしてくるのが考えられるので、どこでそれを調査するかということである。新しいオペレーターになりたいといってきた場合には、例えば、犯罪歴とか身元調査をしっかりとやっていく必要がある。ただ、これが先程の外国からライセンスをとりたいと来た場合、その対処、身元調査等は難しくなるが、今のところは警察の方でその点を詰めているところである。

#### (6) 国際犯罪の特別調査官の教育システムについて

Home Office : 今のところ、インターネット犯罪、詐欺、金融関係では特別捜査官がいるが、インターネット・ギャンブルに関しては、それ以上の特別捜査官が必要になってくるので、そういう法律をつくるときには特別捜査官チームをつくる必要がある。例えば、

そのためには、マネーロンダリングにどのような形で使われていく可能性があるかとか、そういった意味でも特別捜査官は必要である。

インターネット・カジノ等ができたときには、特別捜査官の教育システムもできていくと思われるが、今のところはそういった特別捜査官は、例えば、競馬、あるいは実際のカジノだけに関して動いており、残念ながら、一般からも捜査の仕方が甘いのではないかという批判はある。

#### (7) イギリスにおける通信傍受の現状

質問：インターネット・ギャンブルが、組織犯罪と結びつくかということとの関連での質問である。我が国では、通信傍受法をつくるときに、市民の猛烈な反対があったが、イギリスでは、通常の通信傍受というものが許されているのか。また、インターネット・ギャンブルが出てきたときに、インターネットで傍受することが認められるのだろうか。その場合に、令状をとらないでアクセスすることが可能になるのか。

Home Office：イギリスでは、通信の傍受は許可されている。警察は今でもできるし、これからもやっていくことになると思う。その場合に、日本と同様に令状は必要である。

#### (8) イギリス側からの質問に答えて

Home Office：日本では、カジノをつくるということについて、いつ決定がなされるのですか。

回答：まだ、それは海のものとも山のものともわからないのだけれども、具体的には東京都の石原都知事が経済活性化のためにカジノをつくらうと言っている。しかし、インターネット・ギャンブルの方は、まだ日本ではそこまではいっていません。日本ではギャンブルそのものが禁止されているから、まずカジノから部分的にやっぺいこうということである。ただ、インターネット・ギャンブルがもう目の前まで迫っているので、どっちが先になるかわからないけれども、インターネット・ギャンブルの国際的緊急課題という視点からいけば、インターネット・ギャンブルの方を先に、皆さん達から教えられた情報を基に基礎資料を整えている。

若干の討論：日本には、暴力団、ヤクザ(世界の五大犯罪組織の一つですが)というものがいて、いま暴力団員が、年々増加し約8万人の構成員がいることを看過すべきではない。

いつインターネット・ギャンブルが日本で蔓延してもおかしくない状況にあるので、こういったインターネット・ギャンブル先進国というか、実際に行われている国で、法律等をつくっている方達から資料を得ておく必要がある。

勿論、イギリスにも同様の問題があります。

質問者：加藤久雄

通訳者：横山千晶